

議案第13号

南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年3月2日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく、所用の改正を行う必要があるため提案する。

南風原町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南風原町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南風原町職員の給与に関する条例(昭和59年南風原町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第5項」に改める。

第5条中「基準となるべき職務」を「基準となるべき標準的な職務」に、「規則で定める」を「等級別基準職務表(別表第2)に定めるところによる」に改める。

第23条の3第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条」に改める。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2(第5条関係)

等級別基準職務表

等級	基準となる職務
1級	主事等又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等又は技師の職務
3級	主査等の職務
4級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査等の職務
5級	統括班長、班長、所長の職務
6級	会計管理者、課長、主幹の職務
7級	政策調整監、部長、議会事務局の局長、参事の職務

(南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 南風原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成26年南風原町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第5項」に改める。

(南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 南風原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 職員の退職管理の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。